

新潟市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市医療的ケア児保育支援事業実施要綱(令和5年3月28日制定)に基づき事業を行う者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、保育所等において、日常生活を営むために医療を要する状態にある児童(以下「医療的ケア児」という。)の受入れが可能となるための体制整備を支援し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。

2 前項の補助金の交付について必要な事項は、新潟市補助金交付規則(平成16年規則第19号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者(以下「補助対象事業者」という。)は、市内に所在する以下に掲げる施設において、新潟市医療的ケア児保育支援事業を実施するものとする。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第39条第1項に規定する保育所(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第3条第1項の認定をうけたものを除く。)

(2) 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園

(3) 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う事業所、法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所及び法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所

2 前項の規定にかかわらず、以下に該当する者は補助対象事業者としない。

(1) 暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第3項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの。

(2) 交付の申請時点で市税を滞納しているもの。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、医療的ケア児保育支援事業を実施するために必要な経費として、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表の補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較し少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、様式第1号による「補助金交付申請書」及び新潟市税の納税証明書（公益法人、社会福祉法人及び非営利型法人を除く）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず市長が必要と認めた場合は、交付の審査にあたって必要な書類を提出させることができる。

(交付の決定)

第6条 市長は、第5条に定める交付の申請を受けた時は、申請書を審査し、補助金の交付の適否を決定し、様式第2号による「補助金交付（不交付）決定通知書」により申請者に通知するものとする。

(変更の承認)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請内容を変更しようとする場合には、様式第3号による「補助金変更交付申請書」を速やかに市長に提出しその承認を得なければならない。

2 市長は前項に定める変更交付の申請を受けたときは、申請書等を審査し、適正と認められるときは交付額の変更を決定し、様式第4号による「補助金変更交付決定通知書」により申請を行った補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の概算払い)

第8条 市長は、事業遂行上必要があると認めた場合は、補助金を概算払いにより交付することができる。

(実績報告書)

第9条 第6条又は第7条第2項に定める交付の決定を受けた補助対象事業者は、事業の完了後、速やかに様式第5号による「補助金実績報告書」を作成し、市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第10条 市長は、第9条に定める実績報告を受けたときは、報告書等を審査し、その結果を様式第6号による「補助金確定通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、様式第7号による「補助金交付決定取消通知書」により申請を行った事業者へ通知することができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為により補助金を受けたとき
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものであるとき
- (5) その他、本要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 前条による交付決定の取消しの通知を受けた者で、当該取消しにかかる部分について補助金の交付を受けているときは、様式第8号による「補助金返還命令書」に基づき、市長が定める期日までに当該補助金を返還しなければならない。

(関係書類の整備及び保存)

第 13 条 補助対象事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

(現地調査等)

第 14 条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助対象事業者から報告もしくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事業所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 26 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表 （第3条、4条関係）

補助対象経費	補助基準額
報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、委託料、旅費、需用費、備品購入費、その他市長が必要と認めた経費	1. 基本単価分 （1）看護師等を配置して医療的ケアを行う場合 1 か所当たり 年額 5,290,000 円 （2）看護師等を配置せず、認定特定行為業務従事者である保育士等を配置して行う場合 1 か所当たり 年額 4,950,000 円 ※ただし、2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師などを複数配置している場合は5,290,000 円を、認定特定行為業務従事者である保育士等を複数配置している場合は、4,950,000 円を加算する。 2. 加算分単価 （1）研修受講支援加算※1 1 か所当たり 年額 300,000 円 ※看護師等及び保育士等が認定特定行為業務従事者となるための研修以外の研修を受講する場合も対象とする（令和6年度（令和5年度からの繰越分）） （2）保育補助者配置加算※2 1 か所当たり 年額 2,232,000 円 （3）医療的ケア児の備品補助 1 か所当たり 年額 100,000 円 （4）災害対策備品整備 1 か所当たり 年額 100,000 円 ※（1）研修受講支援加算は単独で補助することを可能とする。

※1 研修受講支援とは、保育士等が認定特定行為業務従事者となるための、研修受講に係る費用及び保育士等の研修受講に係る代替職員の配置に要する費用の補助（ただし、子どものための教育・保育給付交付金において給付の対象となる保育士1人当たり年間3日分を除く。）

※2 派遣された看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配をした場合対象とする。

年 月 日

（宛先）新潟市長

事業者名

住所

代表者 職・氏名

（施設名 ）

新潟市医療的ケア児保育支援事業補助金交付申請書

新潟市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的
- 3 交付申請額
- 4 補助事業の開始年月日
- 5 補助事業の完了(予定)年月日
- 6 情報の公表の内容、方法及び時期
- 7 添付書類

8 暴力団排除に関する誓約

(申請にあたり、次の事項を確認のうえ、下記2つの□にレを記入してください。)

☐ 私(当法人・当団体)は、次のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 役員等(法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員であるもの
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
- (5) 自己又はその属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
- (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

☐ 上記誓約事項の確認のため、関係書類にある個人情報をもとにして、新潟県警察本部に照会が行われる場合があることに同意します。

※ 市では、条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、補助金等の申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

別記様式第2号（第6条関係）

第 号の
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市医療的ケア児保育支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった事業に対する補助金について、下記のとおり
交付（不交付）の決定をしたので、新潟市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱第6条
の規定に基づき、通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額（不交付の理由）
- 3 交付条件

年 月 日

（宛先）新 潟 市 長

事業者名
住所
代表者 職・氏名
（施設名 ）

新潟市医療的ケア児保育支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので、新潟市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、申請します。

記

- 1 交付申請額
- 2 変更の内容

変更前	変更後

- 3 変更理由
- 4 変更予定年月日

第 号の
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市医療的ケア児保育支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付 第 号の で補助金の交付決定した事業については、下記のとおり変更したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 既交付決定額
- 3 変更交付決定額
- 4 変更の内容

変更前	変更後

- 5 変更の理由

年 月 日

（宛先）新 潟 市 長

事業者名

住所

代表者 職・氏名

（施設名 ）

新潟市医療的ケア児保育支援事業補助金実績報告書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定のあった事業が完了したので、新潟市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業完了年月日
- 3 交付決定額
- 4 実績報告額
- 5 交付済額
- 6 精算額
- 7 情報の公表の状況
- 8 添付書類

別記様式第6号（第10条関係）

第 号の
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市医療的ケア児保育支援事業補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった事業について、下記のとおり額の確定をしたので、新潟市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき、通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額
- 3 交付済額
- 4 交付確定額

別記様式第7号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市医療的ケア児保育支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号の で決定した新潟市医療的ケア児保育支援事業補助金について、新潟市医療的ケア児保育支援事業補助金要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり交付決定の取消しをしましたので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額
- 3 交付決定取消額
- 4 取消の理由

別記様式第8号（第12条関係）

第 号の2
年 月 日

様

新潟市長

新潟市医療的ケア児保育支援事業補助金返還命令書

年 月 日付 第 号の で金額の確定した（交付決定を取り消した）新潟市医療的ケア児保育支援事業補助金について、新潟市医療的ケア児保育支援事業補助金要綱第12条に基づき、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還額
- 2 返還期限
- 3 返還理由